

## 令和5年度 第1回 川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

開催日時 : 令和5年7月19日(水)  
午後2時から午後3時30分  
開催場所 : 川口市立青木会館3階  
会議室B・C

### ■出席委員

加藤分科会長、剣持副分科会長、飯塚委員、糸永委員、岡田委員、笹川委員、竹田委員、長沢委員、根本委員、水越委員、宮崎委員、山南委員

### ■欠席委員

岩井委員、佐藤委員、辻委員

### ■事務局出席者

田村子ども部長

子ども総務課：五十川課長、松下課長補佐、岩田係長、仲田主任、花岡主任、鈴木主事

子育て支援課：蛭名課長、後藤係長

子育て相談課：駒木次長、今井課長補佐

保育運営課：栗原課長、井藤課長補佐

保育幼稚園課：長澤次長、沼知係長

青少年対策室：小山次長、久保田主幹

健康増進課：作田課長

地域保健センター：諸橋センター長、椎名センター長補佐

学務課：寺田次長、石田課長補佐

指導課：譜久村指導主事

### ■傍聴者：0名

### ■配付資料

次第

資料1 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

資料2 施設認可部会の開催状況について

資料3 (仮称)川口市子ども条例について

---

## 1 開会

## 2 委嘱書の交付

埼玉県南児童相談所所長 糸永悦史様

## 3 子ども部長あいさつ

## 4 児童福祉専門分科会長あいさつ

## 5 議事

### 議題（1）第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

#### ○事務局

資料1について説明。

#### ○委員

4ページの放課後児童クラブについて、学校の中にあるクラブの場合は教室を開放し、学校の中で安全に過ごすことができる。法律上は小学6年生まで預かれるようになったが、実際に入所できるのは1年生、2年生が中心である。3年生になると入れないことがあるが、入れなかった子どもたちは、夏休みはどうしているのかということが気になった。学童に入れなかった3年生、4年生の子どもたちの、夏休み期間中の居場所などを学校として保障するような動きがあるのか、その実態を教えてください。

#### ○事務局

現在、待機児童数がゼロであり、6年生までを含め、すべて放課後児童クラブを利用している。3年生以上だから入れないということは、実際にはなく、全児童について、希望があれば受け入れている状況である。

#### ○委員

35人学級により、学童保育の実施場所が心配という話があったが、そういうことも含め待機児童がゼロという認識でよろしいか。

#### ○事務局

35人学級となり、クラス数が増え、空き教室が少なくなるという実態があるが、学校側で色々と工夫していただきながら空き教室や特別教室を利用したりしている。それでも賅えない場合はプレハブを設置し、運用している状況である。

#### ○委員

学童についてお聞きしたい。一つ目として、特別教室を活用しているとあるが、どれくらいの割合で活用しているのかを教えてください。二つ目として、ハード面の連携についてはよくわかったが、ソフト面はどうか。現在多種多様な子どもたちが増え、学校の中でも大変だろうと思うが、その子どもたちがそのまま学童に入った場合のソフト面の連携は何かしているのか教えてください。

#### ○事務局

特別教室の割合について、52施設中29施設が余裕教室だけで運用しており、それ以外の施設についてはプレハブ等も活用している。それ以外の割合については数値が出ていない。また、どの放課後児童クラブにも支援員がおり、支援員と学校の教員とで情報交換をしながら対応している。

○委員

支援員に対する学習会や研修会のようなことも、ソフト面の連携として実施していると考えてもよろしいか。

○事務局

具体的な研修会という形で開催しているかは把握していないが、各委託業者において支援員の研修は行っている。学校との連携についても、一年で何回実施しているかまでは把握していないが、情報共有は行っている。

○委員

9ページのファミリー・サポート・センター事業に就学児とあるが、こちらと放課後児童クラブはどのように棲み分けているのか、役割分担をしているのか説明いただきたい。

○事務局

ファミリー・サポート・センター事業と放課後児童クラブは全く別の事業であり、ファミリー・サポート・センター事業は、会員同士の助けあいで、例えば子どもの学校への送り迎えや、学校が終わった後の預かりなどを行うものである。

○委員

先ほど夏休みの話が出たが、学童保育に在籍していない子どもが夏休み期間中にファミリー・サポート・センター事業を利用するケースがあるか。

○事務局

例えば夏休みの子どもの学童への送迎や、19時以降、学童が終わった後さらに子どもを預かってほしいときにファミリー・サポート・センター事業を使うケースは考えられる。

○委員

一つ目として、不登校のお子様について、保護者が外出しなければいけない場合などにファミリー・サポート・センター事業を利用することはできるのか。二つ目として、15ページの養育支援訪問事業について、養育支援が特に必要と認められる場合を解説していただきたい。

○事務局

一つ目について、サポート会員と利用会員との間で調整し、預かることが可能であれば、利用していただくことはできる。

○事務局

二つ目について、要保護児童対策地域協議会において決定した家庭である。本市に居住しており、川口市の乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や、母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制に基づく情報提供や関係機関との連絡、通報等により把握した要保護児童対策地域協議会が把握している世帯が対象となる。

○委員

13ページの利用者支援事業について、市内産婦人科医療機関との連絡会の内容について教えていただきたい。

○事務局

地域保健センターでは市内の助産所等に新生児訪問業務を委託し、委託助産所や産婦人科の医療機関が生後28日以内に赤ちゃんとお母さんの家庭を訪問し、EPDSという産後うつ病質問票等を用いながら育児相談、育児支援を行っている。この事業の実施にあたり年間4回程度地域保健センターで研修会等を実施し、情報共有や事例検討を行っている。

## 議題（２）施設認可部会の開催状況について

### ○事務局

資料２について説明。

### ○質疑応答なし

## 議題（３）（仮称）川口市子ども条例について

### ○事務局

資料３について説明。

### ○委員

昨年の５月から子ども条例の内容を検討する部会が４回開かれた。昨年の１１月から１２月にかけてはパブリックコメントを実施したが意見は２件だけだった。その後、今年７月になって最後の会議を開いた。その間、市の関係課間でも内容の検討を行ってきた。その検討した内容の素晴らしい点を説明したい。まず一つ目は、子ども条例という名称を見直し、川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例とした。市民にもイメージを持ちやすい、よい表現だと思う。県内では２つの市町村が子ども条例を作っており、川口市が３番目となるが、子ども条例という名称ではない形で作られたのは大事なことだと思う。二つ目は、当初は「市の責務」として、市に限定した責任を明確ににしていたが、市民を巻き込み、子どもに関わる全ての事業所を含める形とした。つまり、子どもを育てる際は、市が中心となるだけでなく、様々な団体・機関が一緒になって子どもたちの健やかな発達を保障するために協力していくことである。条例ができたならそれで終わりではなく、始まりである。動き出すときに市が率先するかもしれないが、同時に子育てに関わる学校、地域の子ども会、子どもに関わる全ての団体が一緒になり、子どもたちの健やかな発達を保障していこうという立場になったということになる。各団体が、何をどうやっていくかという具体的な方向を打ち出すことが、非常に重要である。条例を実のあるものとしていくために、どうしていくかということが大事な課題となっていくと思う。そういう意味で、これから市民や学校、各地域にある子ども会を含めたすべての組織が一緒になって子どもの成長を促していく取り組みが必要だと思う。ここ１～２年の間に、保育所での虐待、子どもの置き去りなどの報道が出てきている。今朝も母親が子どもに食事を与えず何度も入院させ、入院給付を不当に得るという報道があった。どこまで事実かはわからないが、親であっても子どもに対し、愛をもって健やかな成長を保障するという環境が世界的に崩れてきていると受け止めている。子どもは将来に渡って豊かに生きていく存在である。今の子どもたちがやがて世界に巣立っていけるように、この社会で生きていくための自由と権利と豊かな環境を整えてあげるのが私たちの役割である。そのためにこの条例が大きな役割を果たしていけると思う。

### ○委員

指針が市として打ち出せたことは素晴らしいが、指針ができただけでは何も変わらない。それをどう実行していくかを大切にしてほしい。指針としてはとても良いが、実際にどうやって行くのかを考えてほしい。例えば施設・組織との連携という、口で言うのは簡単だが、どう連携していくのかをしっかりと考えていただけるとありがたい。また、子どもの意見を反映させるという言葉も出てくる。口で言うのは簡単だが、どうやって反映させていくのだろうかと思った。アンケートを取るのか、各学校等の組織から吸い上げるのか。子どもの意見を聞くことは子ども基本法に出ており、言うのは簡単だが、どうやって反映させるのかを答えられないといけない。最後に、人材の確保についても記載があるが、これも言うのは簡単だが、教員も足りず、学習支援員や、アシスタントを集めるのは大変な作業だと思う。指針として謳っている以上、集められませんでしたとなるのは拙いと思う。例えば大学等と連携し、インターンシップのようなことを実施し、年間を通して大学３年生に体験させながら研修しているところもある。色々なやり方があると思うが、人材確保については何をやるにしても、お金と人がないと動かない。せっかく指針ができたので、いっぺんにはできないと思うが、一つ一つでいいので実施してほしい。

○事務局

ご意見いただいた3点は非常に大切なことだと思う。先ほど委員にもお話いただいた通り、できたから終わりではなく、そこからどう動かしていくかが重要だということは重々認識している。人材確保についても必要なことだと認識しているので、「努める」という表現を今回「講ずる」と強い文言に変えている。これからこの条例をどう動かしていくのか、皆様の知恵をお借りしながら進めていきたい。

○委員

条例が施行された後に、例えば教育機関など、子どもの関連機関が条例の内容から外れたことをしていた場合に、この条例をもとに、ここに書いていることをやっていこうと言えるような、効力のあるものなのか。

○事務局

条例なので、効力はあるものと考えられる。条例制定について、周知に努めていきたい。また、今後計画を作るにあたり、条例の内容も盛り込んでいきたい。

○委員

子ども会の中でも議論されているが、漢字の「子」をひらがなに変えることはできないか。漢字の「子」は親があつての子というのが元来の考えなので、自立するためにもそうしたらいいいのではないか。

○委員

市として、ひらがなではなく漢字の「子」を使う理由があるのであれば説明いただきたい。

○事務局

こども基本法では、心身の発達の過程にあるものを、年齢の区切りなく広い意味で「こども」と捉えているが、今回条例で示させていただいたのは、基本は18歳未満までで区切らせていただいたので、表記を分けさせていただいている。

## 6 その他

○事務局

その他について説明。

○委員

それでは、本日の議題は全て終了する。

## 7 閉会